

平成19年3月28日  
東京都

## 小笠原諸島振興開発計画の変更について

## 当初計画

- 根拠法令：小笠原諸島振興開発特別措置法（5か年延長）  
【国】小笠原諸島振興開発基本方針を定める  
【都】基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画を定める（村の作成した計画案の反映に努める）
- 策定時期：平成16年11月
- 計画期間：平成16年度～平成20年度
- 基本理念：自然環境の保全と観光振興の両立による自立的な発展
- 施策の柱：①世界自然遺産への登録を目指す  
②T S L就航を契機に観光客数の増加を目指す  
③小笠原らしいまちづくり



## 国の基本方針変更（平成18年5月23日）

- 変更理由：T S Lの就航が困難となったため
- 主な変更
  - (1) 小笠原諸島の重要性（追加）⇒資源開発等の活動の拠点
  - (2) 高速交通アクセス手段（追加）⇒高速交通アクセス手段の確保は喫緊の課題
  - (3) 地上デジタルテレビ放送（追加）⇒デジタル放送化への対策を検討
  - (4) 観光振興（追加）⇒観光を軸とした自立的な発展を図るため、新規観光客の開拓に向けた新たな観光振興策
  - (5) T S L（削除）

## 計画変更の概要

- 変更公告：平成18年11月28日
- 計画期間：変更なし
- 基本理念：変更なし
- 変更範囲：原則として、国の基本方針変更の範囲内
- 変更計画の柱
  - (1) 高速交通アクセス手段の確保（新規）
    - ・航空路について将来の開設を目指し検討
    - ・村民合意を前提に、東京都と小笠原村で協議会を設置し、P Iを実施
    - ・自然環境への影響、費用対効果、運航採算性、安全性等の調査・検討
  - (2) 観光客増加に向けた振興策（新規・拡充）
    - ・新規観光客の開拓  
誘客促進プロデューサー派遣、教育旅行誘致など
    - ・観光情報の発信・提供  
集客宣伝事業、情報発信など
    - ・小笠原らしい景観整備  
西町・東町景観整備など
    - ・航路の利便性・快適性の向上  
小笠原航路検討調査など
  - (3) 世界自然遺産登録への取組（拡充）
    - ・ノヤギ排除等移入種対策
    - ・植生回復
    - ・遊歩道整備・景勝地買収
    - ・自然ガイド推進事業